

令和2年8月

「学校園における新型コロナウィルス感染症対策マニュアル（第6版）」の主な変更点

大原則

国のマニュアルを踏まえ、「感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障すること」を原則に追加 【p2 参照】

I 4 3つの密を避ける環境づくり

国のマニュアルを踏まえ、学校園での活動において「3密」に加えて「大声」についても注意する旨、追加。 【p12 参照】

I 6 清掃・消毒の実施

国のマニュアルを踏まえ、通常の学校生活では、通常の清掃活動の範囲で対応することを基本に、多くの者が触れる共用物などポイントを絞った消毒を行うこととし、過度な消毒作業とならないよう配慮する旨、追加。 【p18～21・89 参照】

【第5版まで】

- 多くの者が触れるドアノブ・手すり等の共用物は、1日1回以上消毒液を用いて清掃。

【第6版】

上記に加えて、

- 器具・用具や清掃用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。
- 床、机、椅子は通常の清掃活動の範囲で対応し、基本的に特別な消毒作業の必要はないこと。
- トイレや洗面所は、家庭洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で対応し、基本的に特別な消毒作業の必要はないこと。 など

III 6 部活動について

緊急事態宣言の解除以降の感染拡大の傾向を踏まえ、部活動の各種目の競技団体が示すガイドラインも参考に部活動の対応を検討すること、吹奏楽の演奏会等が解禁となったことを受けて開催にあたっての注意事項等を追加。 【p48～51 参照】

【第6版】

- 各種目の競技団体が示す「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に活動内容を検討すること。
- 演奏会等の開催にあたっては、来場者について感染症拡大対策が徹底できる最小限の人数とし健康状態の把握を徹底すること。十分な活動スペースや観覧スペースが確保できない場合は、開催を見合わせること。 など